

(株)名古屋建築確認・検査システム 確認検査手数料表

平成30年3月1日

<建築物>

※ 手数料は申請時に請求書を発行しますので、7営業日以内に振り込んでください。

※ 現金による納付、特別契約による一括払い及びこれらに準ずる場合は、割引があります。

別表第1 確認申請手数料(第2条関係)

重要: 建築物エネルギー消費性能適合性判定については、判定業務の有無によって料金が異なります。

| 申請延べ面積(m <sup>2</sup> )                           | 基本手数料   |         |                                      |         | <割引><br>現金納付、特別契約及びこれらに準ずる場合に<br>限る | 構造計算審査手数料               |                                      |  | エネルギー消費性能適合性判定審査手数料<br><準備中><br>適合性判定はできません<br>(業務開始時に再設定) | 登録建築物エネルギー消費性能判定機関との調整手数料(注9)                                |
|---|---|---------|--------------------------------------|---------|-------------------------------------|-------------------------|--------------------------------------|--|--|--|
|   | 新築、増築(棟単位で新築の場合に限る)、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更 |         | 増築(同一棟)<br><20%割り増し>                 |         |                                     | 通常手数料(注7)<br><棟毎に係る手数料> |                                      | 構造計算適合性判定機関との調整手数料(注8)<br><構造計算適合性判定に係る申請対象床面積による><br>特定構造計算基準等審査手数料(構造ルート2) |  |  |
|   | 住宅等(注1)                                       | 左以外     | 住宅等(注1)                              | 左以外     |                                     | 木造単独                    | 左以外                                  |  |  |  |
| ① 100m <sup>2</sup> 以内                            | 18,000  |         | 22,000                               |         | 2,000                               | 20,000                  | 20,000                               | 30,000   | 70,000~250,000   | 15000/1棟<br>ただし、10,000m <sup>2</sup> を超える単独棟が存在する場合には受諾できません |
| ② 100m <sup>2</sup> を超え 200m <sup>2</sup> 以内      | 28,000  |         | 34,000                               |         |                                     | 30,000                  | 30,000                               | 40,000   |  |  |
| ③ 200m <sup>2</sup> を超え 500m <sup>2</sup> 以内      | 41,000  |         | 50,000                               |         | 3,000                               | 30,000                  | 40,000                               | 40,000   |  |  |
| ④ 500m <sup>2</sup> を超え 1,000m <sup>2</sup> 以内    | 50,000  | 70,000  | 60,000                               | 84,000  |                                     | 5,000                   | 40,000                               | 50,000   | 50,000   |  |
| ⑤ 1,000m <sup>2</sup> を超え 2,000m <sup>2</sup> 以内  | 85,000  | 105,000 | 102,000                              | 126,000 | 10,000                              |                         | 50,000                               | 60,000   | 60,000   |  |
| ⑥ 2,000m <sup>2</sup> を超え 3,000m <sup>2</sup> 以内  | 120,000                                       | 140,000 | 144,000                              | 168,000 |                                     | 15,000                  | 70,000                               | 70,000   | 70,000   |  |
| ⑦ 3,000m <sup>2</sup> を超え 4,000m <sup>2</sup> 以内  | 145,000                                       | 165,000 | 174,000                              | 198,000 | 20,000                              |                         | 80,000                               | 80,000   | 80,000   |  |
| ⑧ 4,000m <sup>2</sup> を超え 5,000m <sup>2</sup> 以内  | 165,000                                       | 185,000 | 198,000                              | 222,000 |                                     | 20,000                  | 90,000                               | 90,000   | 90,000   |  |
| ⑨ 5,000m <sup>2</sup> を超え 6,000m <sup>2</sup> 以内  | 200,000                                       | 220,000 | 240,000                              | 264,000 | 20,000                              |                         | 100,000                              | 100,000  | 100,000  |  |
| ⑩ 6,000m <sup>2</sup> を超え 7,000m <sup>2</sup> 以内  | 230,000                                       | 250,000 | 276,000                              | 300,000 |                                     | 20,000                  | 120,000                              | 100,000  | 100,000  |  |
| ⑪ 7,000m <sup>2</sup> を超え 8,000m <sup>2</sup> 以内  | 260,000                                       | 280,000 | 312,000                              | 336,000 | 20,000                              |                         | 120,000                              | 100,000  | 100,000  |  |
| ⑫ 8,000m <sup>2</sup> を超え 9,000m <sup>2</sup> 以内  | 290,000                                       | 310,000 | 348,000                              | 372,000 |                                     | 20,000                  | 120,000                              | 100,000  | 100,000  |  |
| ⑬ 9,000m <sup>2</sup> を超え 10,000m <sup>2</sup> 以内 | 320,000                                       | 340,000 | 384,000                              | 408,000 | 20,000                              |                         | 120,000                              | 100,000  | 100,000  |  |
| ⑭ 10,000m <sup>2</sup> を超える<br>(棟数棟の合計に限る)        | 350,000                                       | 370,000 | 10,000m <sup>2</sup> を超える単独棟は受諾できません | 408,000 |                                     | 20,000                  | 10,000m <sup>2</sup> を超える単独棟は受諾できません | 100,000  | 見積りによる   |  |

当社のお取り扱いする対象建築物は、棟単位で10,000m<sup>2</sup>以内のものに限ります。

注1: 住宅等とは、一戸建ての住宅、併用住宅、長屋、共同住宅、下宿、寄宿舎、児童福祉施設等をいいます。

ただし、併用部分が別表第11に掲げる用途(共同住宅、下宿、寄宿舎、児童福祉施設等を除く。)で100m<sup>2</sup>を超える場合は、「住宅等」以外となります。

注2: 基本手数料は、申請建築物が2以上の場合は、それらの延べ面積の合計によって算定します。

注3: 上記の場合において、建築物毎に算定した手数料の合計額の方が安くなる場合はその額によります。

注4: 「大規模の修繕」「大規模の模様替」「用途変更」については、申請延べ面積の1/2で手数料算定します。

注5: 同一棟増築の場合は、下記により手数料対象となる延べ面積を算定し、増築(同一棟増築)の基本手数料を当てはめます。(基本手数料の2割増(100円未満切り上げ)となります。)

①増築に係る延べ面積に、次の②または③に定める延べ面積を加算したもの。

②接続する既存部分の延べ面積の1/2の延べ面積(小数点以下切り上げによる)。

ただし、直前の確認申請から変更を生じておらず、かつ、申請時点の建築基準法令の規定に適合であるものは、加算しないものとする。

③接続する既存部分が「法第20条の既存不適格」の場合は、当該部分の延べ面積。

注6: 計画変更確認申請の場合は、下記によります。

ア: 当社確認の計画変更は、変更に係る床面積(増床を含む。)の1/2で算定します。

※変更に係る部分が屋根等で床面積に置換できないものは、最低額「18,000円」とします。

※変更に係る部分が構造に関する部分のみの場合は、事務手数料として最低額「18,000円」を適用します。

イ: 建築主事確認及び他機関確認の計画変更は、新規の確認申請として、延べ面積(変更に係わらない部分も含む。)で算定します。

ウ: 構造計算審査手数料は確認申請と同額となります。

ただし、軽微な変更と認めて審査する場合は、特例額「15,000円」とします。

注7: 構造計算審査手数料は、対象となる建築物毎(構造エキスパンションによる場合を含み、2,000m<sup>2</sup>以内は構造による区分があります。)に所定の手数料がかかります。

★法第20条の既存不適格建築物の増築で、既存建築物の構造計算審査を必要とする場合も適用されます。

注8: 構造計算適合性判定が必要な建築物は、指定構造計算適合性判定機関との事務連絡・副本整合調整を行うための調整手数料がかかります。

★構造計算適合性判定調整手数料には、調整に伴う「再構造計算審査」の手数料が含まれています。

★構造計算適合性判定が必要な建築物が複数にわたる場合は、1棟増す毎に「10,000円」加算となります。

※建築基準法第6条の3第1項ただし書きの規定による審査(いわゆる、構造ルート2)を依頼される場合には、特定構造計算基準等審査手数料(構造ルート2)と読み替えます。

注9: 建築物エネルギー消費性能適合性判定を必要とする建築物は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関との事務連絡・副本整合調整を行うための調整手数料がかかります。

ただし、弊社にて建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合は、無料となります。(建築物エネルギー消費性能適合性判定業務を開始した場合に限る。)

注10: 別表第1の3による確認申請仮受付手数料をお支払いの物件は、以上の金額から仮受付手数料額を減額します。

別表第1の2 確認申請付加手数料(第2条第3項関係)

| 項目      |    | 付加手数料  |        |
|---------|----|--------|--------|
| 天空率     | 道路 | 10,000 | ／件 注1  |
|         | 隣地 | 10,000 | ／件 注1  |
|         | 北側 | 10,000 |        |
| 日影      | 新築 | 10,000 |        |
|         | 増築 | 5,000  | 注2     |
| 既存不適格審査 |    | 10,000 | ／項目 注3 |
| 避難安全検証法 |    | 別途相談   | 注4     |
| 耐火性能検証法 |    | 別途相談   | 注4     |
| 防火区画検証法 |    | 別途相談   | 注4     |
| 限界耐力計算法 |    | —      | 注5     |
| 時刻歴応答解析 |    | —      | 注5     |

注1: 天空率において、道路斜線及び隣地斜線の場合は、道路または隣地毎に上記手数料がかかります。  
 注2: 日影規制の増築は、増築によって日影の審査が発生する場合にかかる手数料です。  
 (日影図の添付を要する場合であっても、日影が増えない場合は無料です。)  
 注3: 既存不適格審査は、既存不適格調書(項目)毎に審査手数料がかかります。  
 注4: 避難安全検証法、耐火性能検証法及び防火区画検証法は、受諾するかどうかを含めて見積もり致しますので、申請前にご相談ください。  
 注5: 限界耐力計算法、時刻歴応答解析はお取り扱い致しません。

別表第1の3 確認申請仮受付手数料(第2条第4項関係)

| 申請延べ面積(㎡)                     | 基本手数料   |     |                      |     | <割引><br>現金納付、特別<br>契約及びこれら<br>に準ずる場合に<br>限る | 構造計算審査手数料               |             |  |
|-------------------------------|---|-----|----------------------|-----|---|-------------------------|-------------|--|
|                               | 新築、増築(棟単位で新築の場合に<br>限る)、改築、移転、大規模の修繕、<br>大規模の模様替、用途変更 |     | 増築(同一棟)<br><20%割り増し> |     |   | 通常手数料(注7)<br><棟毎に係る手数料> |             | 構造計算適合性判定機<br>関との調整手数料(注8)<br><構造計算適合性判定<br>に係る申請対象床面積<br>による><br>特定構造計算基準等審<br>査手数料(構造ルート2) |
|                               | 住宅等(注1)   | 左以外 | 住宅等(注1)              | 左以外 |   | 木造単独                    | 左以外         |  |
| ① 100㎡ 以内                     | 9,000   |     | 11,000               |     | 2,000                                       | 20,000                  | 20,000      | 0  |
| ② 100㎡ を超え 200㎡ 以内            | 14,000  |     | 17,000               |     |   | 30,000                  | 30,000      | 0  |
| ③ 200㎡ を超え 500㎡ 以内            | 21,000  |     | 26,000               |     |   | 40,000                  | 40,000      | 0  |
| ④ 500㎡ を超え 1,000㎡ 以内          | 25,000  |     | 30,000               |     |   | 50,000                  | 50,000      | 0  |
| ⑤ 1,000㎡ を超え 2,000㎡ 以内        | 43,000  |     | 52,000               |     |   | 70,000                  | 60,000      | 0  |
| ⑥ 2,000㎡ を超え 3,000㎡ 以内        | 60,000  |     | 72,000               |     |   | 80,000                  |             | 0  |
| ⑦ 3,000㎡ を超え 4,000㎡ 以内        | 73,000  |     | 88,000               |     |   | 90,000                  |             | 0  |
| ⑧ 4,000㎡ を超え 5,000㎡ 以内        | 83,000  |     | 100,000              |     |   | 100,000                 |             | 0  |
| ⑨ 5,000㎡ を超え 6,000㎡ 以内        | 100,000   |     | 120,000              |     |   | 120,000                 |             | 0  |
| ⑩ 6,000㎡ を超え 7,000㎡ 以内        | 115,000   |     | 138,000              |     |   |                         |             |  |
| ⑪ 7,000㎡ を超え 8,000㎡ 以内        | 130,000   |     | 156,000              |     |   |                         |             |  |
| ⑫ 8,000㎡ を超え 9,000㎡ 以内        | 145,000   |     | 174,000              |     |   |                         |             |  |
| ⑬ 9,000㎡ を超え 10,000㎡ 以内       | 160,000   |     | 192,000              |     |   |                         |             |  |
| ⑭ 10,000㎡ を超える<br>(棟数棟の合計に限る) | 175,000   |     | 単独棟は受諾できません          |     |   |                         | 単独棟は受諾できません |  |

別表第2 中間検査手数料(第3条関係)

| 検査対象床面積(m <sup>2</sup> )                          | 基本手数料                          |             | 付加手数料  |        | <割引①><br>現金納付、特別<br>契約及びこれら<br>に準ずる場合に<br>限る | <割引②><br>任意または追加<br>の中間検査を受<br>検する場合 | 出張費             |
|---|--------------------------------|-------------|--------|--------|--|--------------------------------------|-----------------|
|   | 新築、増築(棟単位で新築の場合<br>で、検査を要する場合) | 住宅等(注1) 左以外 | 建築主事確認 | 他機関確認  |  |                                      |                 |
| ① 100m <sup>2</sup> 以内                            | 24,000                         |             | 無料     | 10,000 | 2,000  | 2,000                                | 出張費一覧表<br>に掲げる額 |
| ② 100m <sup>2</sup> を超え 200m <sup>2</sup> 以内      | 28,000                         |             |        |        |  |                                      |                 |
| ③ 200m <sup>2</sup> を超え 500m <sup>2</sup> 以内      | 41,000                         |             |        |        |  |                                      |                 |
| ④ 500m <sup>2</sup> を超え 1,000m <sup>2</sup> 以内    | 50,000                         |             |        |        |  |                                      |                 |
| ⑤ 1,000m <sup>2</sup> を超え 2,000m <sup>2</sup> 以内  | 85,000                         | 20,000      |        |        |  |                                      |                 |
| ⑥ 2,000m <sup>2</sup> を超え 3,000m <sup>2</sup> 以内  | 120,000                        |             |        |        |  |                                      |                 |
| ⑦ 3,000m <sup>2</sup> を超え 4,000m <sup>2</sup> 以内  | 145,000                        | 30,000      |        |        |  |                                      |                 |
| ⑧ 4,000m <sup>2</sup> を超え 5,000m <sup>2</sup> 以内  | 165,000                        |             |        |        |  |                                      |                 |
| ⑨ 5,000m <sup>2</sup> を超え 6,000m <sup>2</sup> 以内  | 200,000                        | 35,000      |        |        |  |                                      |                 |
| ⑩ 6,000m <sup>2</sup> を超え 7,000m <sup>2</sup> 以内  | 230,000                        |             |        |        |  |                                      |                 |
| ⑪ 7,000m <sup>2</sup> を超え 8,000m <sup>2</sup> 以内  | 260,000                        | 40,000      |        |        |  |                                      |                 |
| ⑫ 8,000m <sup>2</sup> を超え 9,000m <sup>2</sup> 以内  | 290,000                        |             |        |        |  |                                      |                 |
| ⑬ 9,000m <sup>2</sup> を超え 10,000m <sup>2</sup> 以内 | 320,000                        |             |        |        |  |                                      |                 |
| ⑭ 10,000m <sup>2</sup> を超える<br>(棟数棟の合計に限る)        | 350,000                        | 50,000      |        |        |  |                                      |                 |

当社のお取り扱いする対象建築物は、棟単位で10,000m<sup>2</sup>以内のものに限ります。

注1: 検査対象床面積とは、特定工程の段階における「床面積の合計」をいいます。(床の配筋の場合は、配筋を行う階を含みません。)ただし、床面積中に床面積不算入部分がある場合は、開放性のある廊下及びバルコニーを除く施工床面積に読み替えます。

★確認済証交付時に添付された「検査対象床面積(中間検査対象床面積)」で申請してください。

★「任意の中間検査」は、検査申請時に工程に到達している階までの床面積の合計を検査対象床面積とします。

★「任意の中間検査」は特にご希望の工程で実施するものですが、下記の場合も対応致します。

法定の中間検査を受検して合格(中間検査合格証交付)後に、特別の事情で作り直したために再度中間検査を受検したい場合。

この場合には、割引は、現金納付を選択されますと、①及び②の両方が適用されます。

注2: 付加手数料は、当社の確認でない場合に、かかる手数料です。

建築主事確認の場合は、延べ面積が500m<sup>2</sup>以内に限り無料といたします。

注3: 中間検査において、軽微でない変更があった場合には、計画変更確認申請が必要となります。

この場合の確認申請手数料は、確認申請手数料の項を参照してください。

※計画変更確認申請を要する場合で、「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」を交付した場合は、再検査が必要となります。

注4: 中間検査において特定工程に到達していない場合は、「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」を交付しますので、再検査が必要となります。

注5: 出張費は、下記の市町村に限り適用します。 ※時間効率を考慮して定めてあります。

知多地区(常滑市、武豊町、美浜町、南知多町)

西三河地区(豊田市の都市計画区域外の区域、西尾市、幸田町)

東三河地区(豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村)

島しょ部(西尾市(島しょ部)、南知多町(島しょ部))

申請建築物が2件以上ある場合には、1件のみ出張費がかかります。

出張費一覧表 <中間検査、完了検査、仮使用認定申請の検査共通>

| 地域       | 市町村名  | 出張費の額  |
|----------|---|--------|
| ① 第1地域   | 名古屋市  | 無料     |
| ② 第2地域   | 名古屋市を除く尾張地区、知多地区(第3地域以外)、西三河地区(第4地域以外)            |        |
| ③ 第3地域   | 知多地区(常滑市、武豊町、美浜町、南知多町(島しょ部を除く))                   | 10,000 |
| ④ 第4地域   | 西三河地区(豊田市の都市計画区域外の区域、西尾市(島しょ部を除く)、幸田町)            |        |
| ⑤ 第5地域   | 東三河地区(蒲郡市、豊川市)                                    | 20,000 |
| ⑥ 第5地域の2 | 東三河地区(豊橋市、新城市(都市計画区域内に限る))                        |        |
| ⑦ 第6地域   | 東三河地区(新城市(準都市計画区域及び都市計画区域外)、田原市(旧田原町の区域)、設楽町、東栄町) | 30,000 |
| ⑧ 第6地域の2 | 東三河地区(田原市(旧赤羽根町、旧渥美町の区域)、豊根村)                     | 40,000 |
| ⑨ 第7地域   | 島しょ部(西尾市(島しょ部)、南知多町(島しょ部))                        | 50,000 |

別表第2の2 中間検査再検査手数料(第3条の2関係) (注1)

| 検査対象床面積(㎡)                    | 計画変更確認後に再検査を行う場合(注2)           |         |                 | 特定工程到達後に再検査を行う場合(注3)           |     |  |        |
|-------------------------------|--------------------------------|---------|-----------------|--------------------------------|-----|--|--------|
|                               | 新築、増築(棟単位で新築の場合で、検査を要する場合)(注1) |         | 出張費(注4)         | 新築、増築(棟単位で新築の場合で、検査を要する場合)(注1) |     | 出張費(注4)  |        |
|                               | 住宅等                            | 左以外     |                 | 住宅等                            | 左以外 |  |        |
| ① 100㎡ 以内                     |                                | 24,000  | 出張費一覧表<br>に掲げる額 | <割引>                           |     | <割引>   |        |
| ② 100㎡ を超え 200㎡ 以内            |                                | 28,000  |                 | 現金納付、特別契約及びこれらに準ずる場合に<br>限る    |     | 現金納付、特別契約及びこれらに準ずる場合に<br>限る  |        |
| ③ 200㎡ を超え 500㎡ 以内            |                                | 41,000  |                 | 2,000                          |     | 1,000  |        |
| ④ 500㎡ を超え 1,000㎡ 以内          |                                | 50,000  |                 | 3,000                          |     | 2,000  |        |
| ⑤ 1,000㎡ を超え 2,000㎡ 以内        |                                | 85,000  |                 | 5,000                          |     | 3,000  |        |
| ⑥ 2,000㎡ を超え 3,000㎡ 以内        |                                | 120,000 |                 | 10,000                         |     | 5,000  |        |
| ⑦ 3,000㎡ を超え 4,000㎡ 以内        |                                | 145,000 |                 | 20,000                         |     | ①に掲げる市 3,000<br>②に掲げる市町村 5,000<br>③から⑨に掲げる市町村 出張費一<br>覧表に掲げる額に5,000円を加算し<br>た額 |        |
| ⑧ 4,000㎡ を超え 5,000㎡ 以内        |                                | 165,000 |                 |                                |     |  | 10,000 |
| ⑨ 5,000㎡ を超え 6,000㎡ 以内        |                                | 200,000 |                 |                                |     |  |        |
| ⑩ 6,000㎡ を超え 7,000㎡ 以内        |                                | 230,000 |                 |                                |     |  |        |
| ⑪ 7,000㎡ を超え 8,000㎡ 以内        |                                | 260,000 |                 |                                |     |  |        |
| ⑫ 8,000㎡ を超え 9,000㎡ 以内        |                                | 290,000 |                 |                                |     |  |        |
| ⑬ 9,000㎡ を超え 10,000㎡ 以内       |                                | 320,000 |                 |                                |     |  |        |
| ⑭ 10,000㎡ を超える<br>(複数棟の合計に限る) |                                | 350,000 |                 |                                |     |  |        |

当社のお取り扱いする対象建築物は、棟単位で10,000㎡以内のものに限ります。

- 注1: この再検査手数料は、当社が中間検査を行った結果、「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」を交付したものの検査手数料です。  
※建築主または他機関が中間検査を行い、「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」を交付したものではありません。
- 注2: 計画変更確認後に行う再検査手数料は中間検査手数料と同額です。(出張費の扱いも同じです。)  
建築主または他機関が中間検査を行い、「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」を交付したもので、  
弊社が計画変更確認申請の確認済証を交付したものを含みます。
- 注3: 特定工程未到達のため、特定工程到達後に再検査を行う場合は、基本手数料が中間検査手数料の半額となりますが、別途出張費が加算されます。
- 注4: 再検査手数料には、下記の市町村毎に別途定めた出張費が加算されます。 ※時間効率を考慮して定めてあります。
- ★再検査手数料のうち、特定工程後の再検査手数料は、本検査手数料の半額と出張費を加算した額の合計になります。  
手数料を半額にする理由は、変更部分を中心とする検査になることを考慮したのですが、  
出張にかかる経費を吸収できないために出張費を加算しています。
- 出張費は、「計画変更確認後に行う再検査」=本検査と「特定工程到達後に行う再検査」で扱いが異なりますので、ご注意ください。
- ①第1地域 名古屋市
  - ②第2地域 名古屋市を除く尾張地区、知多地区(第3地域以外)、西三河地区(第4地域以外)
  - ③第3地域 知多地区(常滑市、武豊町、美浜町、南知多町(島しょ部を除く))
  - ④第4地域 西三河地区(豊田市の都市計画区域外の区域、西尾市(島しょ部を除く)、幸田町)
  - ⑤第5地域 東三河地区(蒲都市、豊川市)
  - ⑥第5地域の2 東三河地区(豊橋市、新城市(都市計画区域内))
  - ⑦第6地域 東三河地区(新城市(準都市計画区域及び都市計画区域外)、田原市(旧田原町の区域)、設楽町、東栄町)
  - ⑧第6地域の2 東三河地区(田原市(旧赤羽根町、旧渥美町の区域)、豊根村)
  - ⑨第7地域 島しょ部(西尾市(島しょ部)、南知多町(島しょ部))
- 申請建築物が2件以上ある場合には、1件のみ出張費がかかります。

別表第3 完了検査手数料(第4条関係)

| 検査対象床面積(㎡)                 | 基本手数料                          |         |                                    |         | 付加手数料   |        | <割引><br>現金納付、特別契約及びこれらに準ずる場合に<br>限る | 出張費    | 追加説明書審査後<br>追加となる再検査手数料  |     |
|----------------------------|--------------------------------|---------|------------------------------------|---------|---------|--------|-------------------------------------|--------|--|-----|
|                            | 新築、増築、改築、移転、大規模の<br>修繕、大規模の模様替 |         | 建築物省エネルギー適合性判定の<br>あるもの<20%割り増し>注2 |         | 建築主事確認  | 他機関確認  |                                     |        | 基本手数料  | 出張費 |
|                            | 中間検査あり(注1)                     | 中間検査なし  | 中間検査あり(注1)                         | 中間検査なし  |         |        |                                     |        |  |     |
| ① 100㎡ 以内                  | 24,000                         | 26,000  | 29,000                             | 32,000  | 無料      | 10,000 | 出張費一覧表<br>に掲げる額                     | 12,000 | ①に掲げる市<br>3,000<br>②に掲げる市町<br>村 5,000<br>③から⑨掲げる<br>市町村 出張費<br>一覧表に掲げる<br>額に5,000円を加<br>算した額 |     |
| ② 100㎡ を超え 200㎡ 以内         | 28,000                         | 30,000  | 34,000                             | 36,000  |         |        |                                     | 14,000 |  |     |
| ③ 200㎡ を超え 500㎡ 以内         | 41,000                         | 44,000  | 50,000                             | 53,000  |         |        |                                     | 21,000 |  |     |
| ④ 500㎡ を超え 1,000㎡ 以内       | 50,000                         | 55,000  | 60,000                             | 66,000  | 25,000  |        |                                     |        |  |     |
| ⑤ 1,000㎡ を超え 2,000㎡ 以内     | 85,000                         | 90,000  | 102,000                            | 108,000 | 43,000  |        |                                     |        |  |     |
| ⑥ 2,000㎡ を超え 3,000㎡ 以内     | 120,000                        | 130,000 | 144,000                            | 156,000 | 60,000  |        |                                     |        |  |     |
| ⑦ 3,000㎡ を超え 4,000㎡ 以内     | 145,000                        | 160,000 | 174,000                            | 192,000 | 73,000  |        |                                     |        |  |     |
| ⑧ 4,000㎡ を超え 5,000㎡ 以内     | 165,000                        | 180,000 | 198,000                            | 216,000 | 83,000  |        |                                     |        |  |     |
| ⑨ 5,000㎡ を超え 6,000㎡ 以内     | 200,000                        | 220,000 | 240,000                            | 264,000 | 100,000 |        |                                     |        |  |     |
| ⑩ 6,000㎡ を超え 7,000㎡ 以内     | 230,000                        | 250,000 | 276,000                            | 300,000 | 115,000 |        |                                     |        |  |     |
| ⑪ 7,000㎡ を超え 8,000㎡ 以内     | 260,000                        | 280,000 | 312,000                            | 336,000 | 130,000 |        |                                     |        |  |     |
| ⑫ 8,000㎡ を超え 9,000㎡ 以内     | 290,000                        | 310,000 | 348,000                            | 372,000 | 145,000 |        |                                     |        |  |     |
| ⑬ 9,000㎡ を超え 10,000㎡ 以内    | 320,000                        | 340,000 | 384,000                            | 408,000 | 160,000 |        |                                     |        |  |     |
| ⑭ 10,000㎡ を超える (棟数棟の合計に限る) | 350,000                        | 370,000 | 420,000                            | 444,000 | 175,000 |        |                                     |        |  |     |

当社のお取り扱いする対象建築物は、棟単位で10,000㎡以内のものに限ります。

注1: 検査対象床面積とは、完了時に検査を行うこととなる床面積の合計をいいます。

増築の場合において、同一棟増築の場合で既存部分も検査対象となる場合には、増築後の延べ面積を検査対象床面積とします。

★確認済証交付時に添付された「検査対象床面積(完了検査対象床面積)」で申請してください。

★当社で仮使用認定を受けた場合は、仮使用認定にかかる検査手数料を割り引きます。

割引対象の検査手数料額は、完了検査対象床面積におけるランクの仮使用認定にかかる検査手数料です。

※ 割引額は、最少額で20,000円、最大額で100,000円となります。

★「中間検査あり」とは、中間検査を当社で受検したものを言います。(中間検査には、法定以外に任意の中間検査も含まれます。)

注2: 建築物エネルギー消費性能適合性判定のあるもので、他機関で判定を受けたものは、右の適合判定審査手数料が必要です。

※ 完了検査を行うためには、検査前に判定審査を行わないと検査ができなためです。

注3: 付加手数料は、中間検査時点で納入されている場合には免除となります。

建築主事確認の場合は、延べ面積が500㎡以内に限り無料といたします。

注4: 工事が未完了の場合には、「検査済証を交付できない旨の通知書」を交付しますので、改めて完了検査申請していただくことになります。

なお、この場合は、「別表第3 付表」に係る手数料は徴収しません。

注5: 完了検査申請時において、軽微な変更がある場合には、軽微な変更説明書が必要となります。

軽微な変更説明書の内容が、軽微でない変更にあたる場合には、追加説明書が必要となる場合があります。

追加説明書で新たに審査事項が発生する場合には、別途審査手数料が項目毎にかかります。

注6: 完了検査実施後、軽微でない変更があった場合には、追加説明書を提出していただく必要があります。

追加説明書には、別途審査手数料が項目毎にかかります。

追加説明書を審査した後、現地再検査を行います。

ただし、追加説明書の審査の結果、現地再検査の必要がないと認めた場合は、再検査を受検する必要はありません。

この場合に限り、追加説明書の手数を免除する場合があります。

追加の現場検査を実施してもなお適合と判定できなかった場合には、「検査済証を交付できない旨の通知書」を交付して、検査を終了します。

注7: 出張費は、本検査の場合と再検査の場合で、取扱いが異なります。 ※出張費の額は時間効率を考慮して定めてあります。

知多地区(常滑市、武豊町、美浜町、南知多町)

西三河地区(豊田市の都市計画区域外の区域、西尾市、幸田町)

東三河地区(豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、原田市、設楽町、東栄町、豊根村)

島しょ部(西尾市(島しょ部)、南知多町(島しょ部))

別表第3 付表

| 建築物エネルギー消費性能適合性判定を要する建築物の完了検査に係る適合判定審査手数料        | <建築物エネルギー消費性能適合性判定業務は準備中のため><br>下記料金は暫定料金です。 |                    |                    |
|--|--|--------------------|--------------------|
| 建築物エネルギー消費性能適合性判定の対象床面積(㎡)※検査対象床面積と一致しない場合があります。 | 病院、ホテル、児童福祉施設等                               | 事務所、学校等            | 工場等                |
| 2,000㎡以内   | 120,000<br>220,000                           | 90,000<br>150,000  | 70,000<br>100,000  |
| 2,000㎡を超え<br>5,000㎡以内                            | 180,000<br>340,000                           | 130,000<br>230,000 | 100,000<br>160,000 |
| 5,000㎡を超え<br>10,000㎡以内                           | 270,000<br>500,000                           | 190,000<br>330,000 | 140,000<br>210,000 |
| 10,000㎡を超える                                      | 完了検査の受諾ができません                                |                    |                    |

申請建築物が2件以上ある場合には、1件のみ出張費がかかります。

注8: 追加となる再検査は、原則として全ての市町村に出張費が加算されます。

★再検査手数料は、本検査手数料の半額と出張費を加算した額の合計になります。

手数料を半額にする理由は、変更部分を中心とする検査になることを考慮したのですが、

出張にかかる経費を吸収できないために出張費を加算しています。

■出張費の区域

①第1地域 名古屋市

②第2地域 名古屋市を除く尾張地区、知多地区(第3地域以外)、西三河地区(第4地域以外)

③第3地域 知多地区(常滑市、武豊町、美浜町、南知多町(島しょ部を除く))

④第4地域 西三河地区(豊田市の都市計画区域外の区域、西尾市(島しょ部を除く)、幸田町)

⑤第5地域 東三河地区(蒲郡市、豊川市)

⑥第5地域の2 東三河地区(豊橋市、新城市(都市計画区域内))

⑦第6地域 東三河地区(新城市(準都市計画区域及び都市計画区域外)、田原市(旧田原町の区域)、設楽町、東栄町)

⑧第6地域の2 東三河地区(田原市(旧赤羽根町、旧渥美町の区域)、豊根村)

⑨第7地域 島しょ部(西尾市(島しょ部)、南知多町(島しょ部))

申請建築物が2件以上ある場合には、1件のみ出張費がかかります。

別表第3の2 追加説明書審査手数料

| 審査する項目               | 審査手数料   |          |            |            |            |
|----------------------|---------|----------|------------|------------|------------|
|                      | 検査対象床面積 |          |            |            |            |
|                      | 500㎡以内  | 500㎡を超える | 1,000㎡を超える | 2,000㎡を超える | 5,000㎡を超える |
| ①法第2章の規定(構造に係る規定を除く) | 5,000   | 10,000   | 20,000     | 30,000     | 50,000     |
| ②法第3章の規定             | 5,000   | 10,000   | 20,000     | 30,000     | 50,000     |
| ③法第2章の規定のうち、構造に係る規定  | 10,000  | 20,000   | 30,000     | 40,000     | 50,000     |

注: 審査する項目が複数にわたる場合には、上記の額の合計額となります。

別表第4 仮使用認定手数料(第4条の2関係)

|   | 仮使用認定対象床面積(m <sup>2</sup> )                     | 審査手数料   |             | 検査手数料   |             | <割引><br>現金納付、特別契約及びこれらに準ずる場合に限る | 出張費             |
|---|---|---------|-------------|---------|-------------|---------------------------------|-----------------|
|   |   | 新築      | 増築は、既存部分を含む | 新築      | 増築は、既存部分を含む |                                 |                 |
| ① | 100m <sup>2</sup> 以内                            |         |             |         |             |                                 | 出張費一覧表<br>に掲げる額 |
| ② | 100m <sup>2</sup> を超え 200m <sup>2</sup> 以内      | 22,000  |             | 20,000  |             | 2,000                           |                 |
| ③ | 200m <sup>2</sup> を超え 500m <sup>2</sup> 以内      | 33,000  |             | 30,000  |             | 3,000                           |                 |
| ④ | 500m <sup>2</sup> を超え 1,000m <sup>2</sup> 以内    | 45,000  |             | 40,000  |             | 5,000                           |                 |
| ⑤ | 1,000m <sup>2</sup> を超え 2,000m <sup>2</sup> 以内  | 60,000  |             | 50,000  |             | 10,000                          |                 |
| ⑥ | 2,000m <sup>2</sup> を超え 3,000m <sup>2</sup> 以内  | 70,000  |             | 60,000  |             |                                 |                 |
| ⑦ | 3,000m <sup>2</sup> を超え 4,000m <sup>2</sup> 以内  | 85,000  |             | 70,000  |             | 15,000                          |                 |
| ⑧ | 4,000m <sup>2</sup> を超え 5,000m <sup>2</sup> 以内  |         |             |         |             |                                 |                 |
| ⑨ | 5,000m <sup>2</sup> を超え 6,000m <sup>2</sup> 以内  | 100,000 |             | 80,000  |             |                                 |                 |
| ⑩ | 6,000m <sup>2</sup> を超え 7,000m <sup>2</sup> 以内  |         |             |         |             |                                 |                 |
| ⑪ | 7,000m <sup>2</sup> を超え 8,000m <sup>2</sup> 以内  |         |             |         |             |                                 |                 |
| ⑫ | 8,000m <sup>2</sup> を超え 9,000m <sup>2</sup> 以内  | 110,000 |             | 90,000  |             | 20,000                          |                 |
| ⑬ | 9,000m <sup>2</sup> を超え 10,000m <sup>2</sup> 以内 |         |             |         |             |                                 |                 |
| ⑭ | 10,000m <sup>2</sup> を超える (棟数棟の合計に限る)           | 120,000 |             | 100,000 |             |                                 |                 |

当社のお取り扱いする対象建築物は、棟単位で10,000m<sup>2</sup>以内のものに限ります。

注1: 仮使用認定対象床面積とは、仮使用に係る床面積の合計をいい、下記のように区分します。

審査手数料は、仮使用認定を受けようとする建築物において、仮使用する部分の床面積の合計によります。

検査手数料は、仮使用認定を受けようとする建築物において、当該申請で新たに仮使用する部分の床面積の合計によります。

※ 初回は、仮使用認定を受けようとする建築物において、仮使用する部分の合計が審査及び検査の対象となり、同面積となります。

※ 2回目以降の仮使用認定では、既に仮使用している部分と新たに仮使用する部分の合計が審査対象となります。

※ 2回目以降の仮使用認定では、当社で仮使用認定を受けている場合に限り、新たに仮使用する部分のみが検査対象となります。

(特定行政庁または他機関で仮使用認定を受けたものは、その認定を受けた部分も検査対象となりますので、ご注意ください。)

注2: 当機関の確認以外のものの仮使用認定は、上記による金額に20,000円を加算します。

ただし、中間検査時点で、付加手数料を納入されている場合には免除となります。

なお、延べ面積が500m<sup>2</sup>以内に限り、建築主事確認の場合は無料といたします。

注3: 出張費は、本検査の場合と再検査の場合で、取扱いが異なります。 ※出張費の額は時間効率を考慮して定めてあります。

知多地区(常滑市、武豊町、美浜町、南知多町)

西三河地区(豊田市の都市計画区域外の区域、西尾市、幸田町)

東三河地区(豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村)

島しょ部(西尾市(島しょ部)、南知多町(島しょ部))

申請建築物が2件以上ある場合には、1件のみ出張費がかかります。

注4: 検査実施後、平成27年国土交通省告示第247号第11に定める基準に適合しているかどうか判定できなかった場合には、

追加説明書をご提出いただく必要があります。

追加説明書には、別途再審査手数料がかかります。

追加説明書を審査した後、再検査を行います。

ただし、再審査を行った結果、再検査の必要ないと認めた場合は、再検査を受検する必要はありません。

注5: 建築設備、工作物の仮使用認定が含まれる場合については、別途協議とします。

なお、建築設備、工作物単独の仮使用認定については、それぞれ別表第5の2、別表第6の2によります。

## 別表第4の2 仮使用認定 再審査・再検査手数料(第4条の2第5項関係)

|   | 仮使用認定<br>対象床面積<br>(㎡)       | 再審査手数料 |                 | 再検査手数料 |                 | ＜割引＞<br>※再審査手数料のみ<br>現金納付、特別契<br>約及びこれらに準<br>ずる場合に限る | 出張費  |
|---|-----------------------------|--------|-----------------|--------|-----------------|--|--|
|   |                             | 新築     | 増築は、既存部<br>分を含む | 新築     | 増築は、既存部<br>分を含む |  |  |
| ① | 100㎡ 以内                     |        |                 |        |                 | 1,000  | ①に掲げる市<br>3,000<br>②に掲げる市町<br>村 5,000<br>③から⑨掲げる<br>市町村 出張費<br>一覧表に掲げる<br>額に5,000円を加<br>算した額 |
| ② | 100㎡ を超え 200㎡ 以内            |        | 11,000          |        | 10,000          |  |  |
| ③ | 200㎡ を超え 500㎡ 以内            |        | 17,000          |        | 15,000          | 2,000  |  |
| ④ | 500㎡ を超え 1,000㎡ 以内          |        | 23,000          |        | 20,000          | 3,000  |  |
| ⑤ | 1,000㎡ を超え 2,000㎡ 以内        |        | 30,000          |        | 25,000          | 5,000  |  |
| ⑥ | 2,000㎡ を超え 3,000㎡ 以内        |        | 35,000          |        | 30,000          |  |  |
| ⑦ | 3,000㎡ を超え 4,000㎡ 以内        |        | 43,000          |        | 35,000          | 8,000  |  |
| ⑧ | 4,000㎡ を超え 5,000㎡ 以内        |        |                 |        |                 |  |  |
| ⑨ | 5,000㎡ を超え 6,000㎡ 以内        |        | 50,000          |        | 40,000          | 10,000   |  |
| ⑩ | 6,000㎡ を超え 7,000㎡ 以内        |        |                 |        |                 |  |  |
| ⑪ | 7,000㎡ を超え 8,000㎡ 以内        |        | 55,000          |        | 45,000          |  |  |
| ⑫ | 8,000㎡ を超え 9,000㎡ 以内        |        |                 |        |                 |  |  |
| ⑬ | 9,000㎡ を超え 10,000㎡ 以内       |        | 60,000          |        | 50,000          |  |  |
| ⑭ | 10,000㎡ を超える<br>(複数棟の合計に限る) |        |                 |        |                 |  |  |

注1: 検査実施後、平成27年国土交通省告示第247号第1に定める基準に適合しているかどうか判定できなかった場合には、追加説明書をご提出いただきますが、この場合は再審査手数料のみ徴収となります。  
追加説明書を審査した後、再検査が不要であると判定した場合には、「仮使用認定通知書」を発行します。  
追加説明書を審査した後、再検査が必要であると判定した場合には、再検査を行いますので、再検査手数料をお支払いください。

注2: 再検査は、原則として全ての市町村に出張費が加算されます。

★再検査手数料は、本検査手数料の半額と出張費を加算した額の合計になります。

手数料を半額にする理由は、変更部分を中心とする検査になることを考慮したものです。  
出張にかかる経費を吸収できないために出張費を加算しています。

■出張費の区域

①第1地域 名古屋市

②第2地域 名古屋市を除く尾張地区、知多地区(第3地域以外)、西三河地区(第4地域以外)

③第3地域 知多地区(常滑市、武豊町、美浜町、南知多町(島しょ部を除く))

④第4地域 西三河地区(豊田市の都市計画区域外の区域、西尾市(島しょ部を除く)、幸田町)

⑤第5地域 東三河地区(蒲都市、豊川市)

⑥第5地域の2 東三河地区(豊橋市、新城市(都市計画区域内))

⑦第6地域 東三河地区(新城市(準都市計画区域及び都市計画区域外)、田原市(旧田原町の区域)、設楽町、東栄町)

⑧第6地域の2 東三河地区(田原市(旧赤羽根町、旧渥美町の区域)、豊根村)

⑨第7地域 島しょ部(西尾市(島しょ部)、南知多町(島しょ部))

申請建築物が2件以上ある場合には、1件のみ出張費がかかります。



(株)名古屋建築確認・検査システム

確認検査手数料表

平成29年6月1日

< 建築設備 >

別表第5 建築設備確認申請手数料(第5条関係)

一機あたりの金額です

|   | 建築設備の種類                   | (1)型式部材等製造者認証を受けたもの |        | (2)左以外         |        | 割引<br>現金納付、特別契約及びこれらに準ずる場合に限る |
|---|---------------------------|---------------------|--------|----------------|--------|-------------------------------|
|   |                           | 当社確認建築物に設置するもの      | 左以外    | 当社確認建築物に設置するもの | 左以外    |                               |
| ① | 昇降機(一機あたり)                | 22,000              | 42,000 | 32,000         | 62,000 | 2,000                         |
| ② | ホームエレベーター、小型エレベーター(一機あたり) | 17,000              | 32,000 | 36,000         | 66,000 |                               |
| ③ | 小荷物専用昇降機(一機あたり)           | 17,000              | 32,000 | 36,000         | 66,000 |                               |

注: 計画変更確認の場合の手料金は、下記によります。

① 直前の確認を当社で受けている場合は、認定の有無にかかわらず手数料は(1)を適用します。

② ①以外の場合は、新設とみなして上表の額を適用します。

注2: 上記以外の建築設備については、別途見積り(協議)とします。

別表第5の2 建築設備完了検査手数料(第5条関係)

一機あたりの金額です

|   | 建築設備の種類          | (1)型式部材等製造者認証を受けたもの           |                     |        | (2)左以外                        |                     |        | 割引<br>現金納付、特別契約及びこれらに準ずる場合に限る |
|---|------------------|-------------------------------|---------------------|--------|-------------------------------|---------------------|--------|-------------------------------|
|   |                  | 当社確認建築物に設置するもので、建築物と同時検査を行う場合 | 当社で確認を受けたものの検査を行う場合 | 左以外    | 当社確認建築物に設置するもので、建築物と同時検査を行う場合 | 当社で確認を受けたものの検査を行う場合 | 左以外    |                               |
| ① | 昇降機(一機あたり)       | 22,000                        | 32,000              | 42,000 | 32,000                        | 47,000              | 62,000 | 2,000                         |
| ② | ホームエレベーター(一機あたり) | 17,000                        | 27,000              | 42,000 | 32,000                        | 47,000              | 62,000 |                               |
| ③ | 小荷物専用昇降機(一機あたり)  | 17,000                        | 27,000              | 42,000 | 32,000                        | 47,000              | 62,000 |                               |

注: 出張費は、下記の市町村に限り適用します。 ※時間効率を考慮して定めてあります。

知多地区(常滑市、武豊町、美浜町、南知多町)

西三河地区(豊田市の都市計画区域外の区域、西尾市、幸田町)

東三河地区(豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村)

島しょ部(西尾市(島しょ部)、南知多町(島しょ部))

申請建築設備が2件以上ある場合には、1件のみ出張費がかかります。

※ 当社確認建築物に設置するもので、建築物と同時検査を行う場合は、出張費は免除です。

(出張費の額は、出張費一覧表をご覧ください。)

注2: 上記以外の建築設備については、別途見積り(協議)とします。

注3: 仮使用認定については、別途見積り(協議)とします。

<工作物>

別表第6 工作物確認申請手数料(第6条関係)

一機あたりの金額です

|   | 工作物の種別               | 高さが13m以下のもの                       |           | 高さが13mを超えるもの |           | 割引                     |
|---|----------------------|-----------------------------------|-----------|--------------|-----------|------------------------|
|   |                      | 基本手数料                             | 構造計算審査手数料 | 基本手数料        | 構造計算審査手数料 |                        |
| ① | 令第138条第1項第一号、第二号、第四号 | 22,000                            | 10,000    | 22,000       | 15,000    | 2,000                  |
| ② | 令第138条第1項第三号、第五号     | 18,000                            | 0         | 18,000       | 15,000    |                        |
| ③ | 令第138条第2項第一号         | 45,000                            |           | 65,000       |           | 5,000                  |
| ④ | 令第138条第2項第二号、第三号     | 85,000                            |           | 125,000      |           |                        |
| ⑤ | 令第138条第3項第二号以外       | 70,000                            | 20,000    | 100,000      | 30,000    | 10,000                 |
| ⑥ | 令第138条第3項第二号         | 築造面積を延べ面積に読み替えて、建築物の確認申請手数料を準用します |           |              |           | 建築物の確認申請の延べ面積の区分によります。 |

注1: 同種の工作物を二機以上申請する場合、構造計算審査手数料は一機のみにかかります。

注2: 計画変更確認の場合の手数料は、下記によります。

ア: 直前の確認を当社で受けている場合、①から⑤は基本手数料を二割引とします。

イ: ⑥の場合は、建築物の確認申請手数料を準用します。

ウ: ア、イ以外の場合は、新設とみなして上表の額を適用します。

別表第6の2 工作物完了検査手数料(第6条関係)

一機あたりの金額です

|   | 工作物の種別               | 高さが13m以下のもの                                      |                     |         | 高さが13mを超えるもの                  |                     |         | 割引     |
|---|----------------------|--|---------------------|---------|-------------------------------|---------------------|---------|--------|
|   |                      | 当社確認建築物に附属するもので、建築物と同時検査を行う場合                    | 当社で確認を受けたものの検査を行う場合 | 左以外     | 当社確認建築物に附属するもので、建築物と同時検査を行う場合 | 当社で確認を受けたものの検査を行う場合 | 左以外     |        |
| ① | 令第138条第1項第一号、第二号、第四号 | 17,000   | 27,000              | 37,000  | 22,000                        | 32,000              | 42,000  | 2,000  |
| ② | 令第138条第1項第三号、第五号     | 15,000   | 22,000              | 32,000  | 18,000                        | 28,000              | 38,000  |        |
| ③ | 令第138条第2項第一号         | 55,000   | 65,000              | 75,000  | 70,000                        | 80,000              | 90,000  | 5,000  |
| ④ | 令第138条第2項第二号、第三号     | 105,000  | 115,000             | 125,000 | 135,000                       | 145,000             | 155,000 |        |
| ⑤ | 令第138条第3項第二号以外       | 85,000   | 95,000              | 105,000 | 130,000                       | 140,000             | 150,000 | 10,000 |
| ⑥ | 令第138条第3項第二号         | 築造面積を延べ面積に読み替えて、建築物の完了検査手数料を準用します。(割引についても同じです。) |                     |         |                               |                     |         |        |

注: 出張費は、下記の市町村に限り適用します。 ※時間効率を考慮して定めてあります。

知多地区(常滑市、武豊町、美浜町、南知多町)

西三河地区(豊田市の都市計画区域外の区域、西尾市、幸田町)

東三河地区(豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村)

島しょ部(西尾市(島しょ部)、南知多町(島しょ部))

申請工作物が2件以上ある場合には、1件のみ出張費がかかります。

※ 当社確認建築物に附属するもので、建築物と同時検査を行う場合は、出張費は免除です。

(出張費の額は、出張費一覧表をご覧ください。)

注2: 仮使用認定については、別途協議とします。

## 出張費一覧表 &lt; 建築設備、工作物共通 &gt;

| 地域       | 市町村名  | 出張費の額  |
|----------|---|--------|
| ① 第1地域   | 名古屋市  | 無料     |
| ② 第2地域   | 名古屋市を除く尾張地区、知多地区(第3地域以外)、西三河地区(第4地域以外)            |        |
| ③ 第3地域   | 知多地区(常滑市、武豊町、美浜町、南知多町(島しょ部を除く))                   | 10,000 |
| ④ 第4地域   | 西三河地区(豊田市の都市計画区域外の区域、西尾市(島しょ部を除く)、幸田町)            |        |
| ⑤ 第5地域   | 東三河地区(蒲都市、豊川市)                                    |        |
| ⑥ 第5地域の2 | 東三河地区(豊橋市、新城市(都市計画区域内に限る))                        | 20,000 |
| ⑦ 第6地域   | 東三河地区(新城市(準都市計画区域及び都市計画区域外)、田原市(旧田原町の区域)、設楽町、東栄町) | 30,000 |
| ⑧ 第6地域の2 | 東三河地区(田原市(旧赤羽根町、旧渥美町の区域)、豊根村)                     | 40,000 |
| ⑨ 第7地域   | 島しょ部(西尾市(島しょ部)、南知多町(島しょ部))                        | 50,000 |

<建築物、建築設備、工作物共通>

振込及び郵送申請に関する細則 別表

郵送申請手数料

重要：日本郵便による郵便または宅配事業者によるメール便若しくは宅配便によるものとし、電子メールによる対応は行いません。

重要：郵送による事故には対応できませんので、あらかじめ了承の上ご利用ください。

| 郵送申請の区分   | 取扱手数料(注1) |   | 郵送手数料(注3) |           | 合 計   |              |               |
|-----------|-----------|---|-----------|-----------|-------|--------------|---------------|
|           |           |   | 普通郵便      | 特別郵便等(注2) | 申請のみ  | 申請と普通郵便による送付 | 申請と特別郵便等による送付 |
| ① 確認申請    | 2,000     | 引受承諾書の写しをファックスにてあらかじめ送付し、原本は別途普通郵送にて、請求書に同封して送付とする。 | 取り扱いません   | 2,000     | 2,000 | 取り扱いません      | 4,000         |
| ② 中間検査申請  | 500       |   | 0         | 500       | 500   | 500          | 1,000         |
| ③ 完了検査申請  | 500       |   | 0         | 500       | 500   | 500          | 1,000         |
| ④ 仮使用認定申請 | 2,000     |   | 取り扱いません   | 2,000     | 2,000 | 取り扱いません      | 4,000         |

上記料金には、全て「事務取扱手数料」が含まれています。

注1：確認申請及び仮使用認定申請における「審査による指摘事項等の送付」は、ファックスによる連絡は何回でも対応します。

郵送による送付は、「1回のみ」です。

注2：郵送手数料は、「1回のみ」の料金です。

特別郵便等とは、当社が到達を確認するために、レターパック(必要な場合は、ユーパックを追加。)となります。

注3：返信用封筒をお送りいただいた場合は、郵送手数料は無料となります。

※ 返信用封筒には切手を貼付するか、レターパック若しくは同等のものとしてください。

注4：当社に送付されるときは「着払い」で送らないでください。「着払い」でお送りいただいた場合は、受け取りを拒否しますので、ご注意願います。

※ 事前に「間違って着払いで送った」旨連絡があった場合は、当該料金を加算して請求する条件で受諾します。